

## 掲載内容

## 第1章 総論

- 1 非営利・公益法人における事業承継の特徴
- 2 公益性が求められる法人についての整理
- 3 非営利・公益性の事業承継への影響

## 第2章 一般(公益)社団・財団法人

## 第1 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人の事業承継の特徴

- 1 各種社団法人・財団法人の事業承継は役員等の交代による承継
- 2 公益社団法人・公益財団法人の役員交代の注意点は
- 3 理事の交代手続と注意点は
- 4 社員・評議員の交代手続と注意点は
- 5 一般社団法人が相続税対策に利用されてきた背景は
- 6 一般社団法人等の理事交代時の課税は

## 第3 合併による承継

- 7 一般社団法人・一般財団法人の合併制度の概要は
- 8 吸収合併の手続は
- 9 新設合併の手続は

- 10 公益社団・公益財団法人の合併の場合の留意点は
- 11 合併における税制適格・税制非適格は

## 第4 事業譲渡による承継

- 12 一般社団法人・一般財団法人の事業譲渡の手続は
- 13 財産の移転、債務、契約上の地位の移転の処理は

- 14 公益社団法人・公益財団法人の事業譲渡の手続は

## 第3章 NPO法人

## 第1 NPO法人の事業承継の特徴

- 15 NPO法人の事業承継の特徴は

## 第2 役員の交代による承継

- 16 役員の交代手續と注意点は

## 第3 合併による承継

- 17 吸収・新設合併の手続の流れは

- 18 認定NPO法人の合併の場合の留意点は

## 第4 事業譲渡による承継

- 19 NPO法人の事業譲渡手続は

## 第4章 医療法人

## 第1 医療法人の事業承継の特徴

- 20 医療法人の類型と事業継承の方法は
- 21 医療法人が事業承継を行う背景・実情は

## 第2 法人格の変更を伴わない事業承継(持分なし)

- 22 持分のない社団医療法人の事業承継とは
- 23 社団医療法人の社員交代の際の留意点は

## 第3 事業承継を行う際の留意点は

- 24 事業承継を行う際の留意点は
- 25 後継者に医師や歯科医師がない場合は

## 第3 法人格の変更を伴わない事業承継(持分あり)

- 26 持分のある社団医療法人の持分譲渡の可否は
- 27 持分のある社団医療法人の事業承継の方法は
- 28 出資持分の評価方法は
- 29 個人名義の経営資産の処理は
- 30 理事長の交代の手続は
- 31 その他理事長交代に伴う処理は

## 第4 合併による承継

- 32 認められる合併の類型は
- 33 合併手続の概要是
- 34 吸収合併の手続は
- 35 新設合併の手続は
- 36 合併後の労働条件等の調整は
- 37 合併における税制適格・税制非適格は

## 第5 分割による承継

- 38 分割を行うメリットは
- 39 分割が認められる要件は
- 40 吸収分割の手続は
- 41 新設分割の手續は
- 42 医療法人における適格分割とは

## 第6 事業譲渡による承継

- 43 事業譲渡を行うメリットとは
- 44 医療法人の一部譲渡の手続や注意点は
- 45 医療法人の全部譲渡の手続は

## 第7 その他事業承継に付随する問題点

- 46 医療法人の事業承継に際してのMS法人の取扱いは

## 第5章 社会福祉法人

## 第1 社会福祉法人の事業承継の特徴

- 47 社会福祉法人が事業承継を行う背景は
- 48 社会福祉法人の事業承継スキームの概要是

## 第2 合併による承継

- 49 社会福祉法人の合併手續の概要是
- 50 合併契約の締結についての注意点は
- 51 所轄庁への合併認可申請は
- 52 合併の債権者保護手續は
- 53 合併の登記申請手續は

## 第3 事業譲渡による承継

- 54 事業譲渡を選択するに際しての調査・検討事項は
- 55 事業譲渡契約書の作成・締結手續は
- 56 事業譲渡に伴う定款変更手續は
- 57 事業譲渡に伴う各種申請手續は
- 58 基本財産等の移転契約・契約名義の変更・負債の処理は

## 索引

- 59 転籍対象職員の雇用契約、対象事業マニュアル等の統合等は

## 60 対象施設利用者・地域への説明は

- 61 社会福祉法人における法人間連携とは
- 62 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業とは

## 第5 役員の交代による承継

- 63 社会福祉法人の役員等の交代による事業承継の意義は
- 64 退職手当等の支給・寄附した場合の譲渡所得の非課税の特例は
- 65 役員等の交代による事業承継手續の前提是
- 66 社会福祉法人の評議員の交代の手續は
- 67 社会福祉法人の役員の変更の手續は

## 第6章 学校法人

## 第1 学校法人の事業承継の特徴

## 第2 理事の交代による承継

- 68 学校法人の統合・再編の形態とスキームは
- 69 理事の交代による経営者の変更是

## 第3 合併による承継

- 70 合併手續の流れは
- 71 吸収合併の手續は
- 72 新設合併の手續は

## 第4 分離(設置者変更)による承継

- 73 分割(医療法人等)との違いは
- 74 吸収分離の手續は
- 75 新設分離の手續は

## 第5 業務連携・提携

- 76 学生・教職員との契約関係の処理は
- 77 業務連携・提携の場合の活用場面は

## 第7章 宗教法人

## 第1 宗教法人の事業承継の特徴

- 78 宗教法人の事業承継は
- 79 宗教法人の事業承継における特殊性は
- 80 宗教法人のガバナンスは
- 81 宗教法人の事業活動は
- 82 包括宗教法人と単立宗教法人は
- 83 宗教法人への課税は

## 第2 役員の交代による承継

- 84 役員交代の手續は
- 85 吸収合併の手續は
- 86 新設合併の手續は
- 87 被包括関係廃止の手續は

## 第4 事業譲渡による承継

- 88 収益事業の承継は

## 索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q&amp;A

## 各種法人の事業承継の実務

—社団・財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人—

編集 東京弁護士会 親和全期会



特別法が適用される非営利法人を円滑に承継するために!

◆ 役員の交代や合併、分割、事業譲渡など、各種法人における事業承継の要件や留意点等をQ&A形式で解説しています。

◆ 事業承継に際して必要となる各種契約書・申請書・届出書・公告などの書式・文例を適宜収載しています。

◆ 東京弁護士会 親和全期会に所属する弁護士の編集・執筆による信頼できる確かな内容です。

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

法令情報を配信!

A5判・総頁394頁  
本体価格4,500円+税 送料実費

Q&A 各種法人の事業承継の実務  
—社団・財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人—  
編集 東京弁護士会 親和全期会

新日本法規出版

電子書籍も発売!!  
本体価格 4,100円+税

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒961-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



## 内容見本(A5判縮小)

340

第7章 宗教法人

## 第4 事業譲渡による承継

## 88 収益事業の承継は



宗教法人が行う収益事業を事業譲渡により承継する際に特に注意すべき点はあるのでしょうか。



宗教法人における規則に従って手続を行う必要があります。さらに、不動産または財産目録記載の宝物等一定の財産の処分については公告が必要となりますので、注意が必要です。

## 解説

## 1 宗教法人の収益事業について

宗教法人は、目的に反しない限り、公益事業以外の事業（以下「収益事業」といいます。）も行なうことができるとしています（宗法6②前

第2章 一般（公益）社団・財団法人

15

## 3 理事の交代手続と注意点は



一般社団法人・一般財団法人において、理事の交代を行う際、どのような点に注意するべきでしょうか。また、一般社団法人と一般財団法人とで、手続に違いはあるのでしょうか。



一般社団法人においては、社員総会を開催し、選任および解任を行うことになります。一般社団法人の理事は、社員総会の決議でいつでも解任することができますが、解任に正当な理由がない場合には、損害賠償をしなければならないため、注意が必要です。

また、一般財団法人においては、評議員会を開催し、選任および解任を行うことになります。

## 解説

## 1 一般社団法人と一般財団法人における理事選任機関

## (1) 一般社団法人

一般社団法人は、人の集合体に法人格が与えられるため、2名以上の社員によって設立するものとされています（一般法人10①参照）。そして、これらの構成員は社員と呼ばれ、一般社団法人における意思決定

第7章 宗教法人

343

## memo

宗教法人の収益事業は課税対象となります。しかし、課税対象か非課税対象かは必ずしも明確に線引きができるわけではありませんので、注意が必要です。

例えば、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」（地税348②三）には固定資産税が賦課されないとされています。しかし、納骨堂のような建物やその敷地であっても、当該不動産の使用状況等によっては、課税対象とされることがあります（東京地判平28・5・24判タ1434・201参照）。

第5章 社会福祉法人

209

## 第2 合併による承継

## 49 社会福祉法人の合併手続の概要は



社会福祉法人の合併手続の概要は、どのようになっているでしょうか。



合併手続は、①合併契約、②所轄庁への合併認可申請、③債権者保護手続、④登記手続により行われます。なお、手続においては、合併により多大な影響を受ける職員の待遇の検討および説明、利用者や利用者家族・地域への説明も重要な役割を果たします。

## 解説

## 1 社会福祉法人の合併とは

合併とは、二つ以上の社会福祉法人が、契約によって一つの法人に統合することをいいます。社会福祉法48条は、「社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる」と定めますが、これは、他の法人（株式会社等）とは合併できないことを意味します。

合併には、吸収合併と新設合併の二つの方法があります。

吸収合併とは、社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいいます（社福49）。

新設合併とは、二つ以上の社会福祉法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社

## 【参考書式】 財産の処分に係る公告（宗法23）

## 財産処分についての公告

宗教法人〇〇規則第〇条、第〇条に定める手続を経て、下記のとおり財産を処分することになりましたので、宗教法人法第23条の規定により公告します。

令和〇年〇月〇日

信者その他利害関係人各位

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
宗教法人 〇〇  
代表役員 〇〇〇〇 ㊞

記

## 1 処分する財産、価格

土地 ○,〇〇〇万円  
所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目  
地 番 ○〇番〇〇  
地 目 ○〇  
地 積 ○〇m<sup>2</sup>  
建物 ○,〇〇〇万円  
所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇  
家屋番号 ○〇番〇〇  
種 類 ○〇  
構 造 ○〇  
床 面 積 ○〇m<sup>2</sup>

## 第5章 社会福祉法人

213

## 7 その他の留意点

合併は、法人およびその債権者だけでなく、他のステークホルダーにも大きな影響を及ぼすことから、これに対する配慮が必要です。

## (1) 職員の待遇の検討および説明

法人の実際の運営を支えるのは、法人職員です。前述のとおり、法人職員は、合併後の自己の待遇について不安に思っていることから、合併契約上の消滅法人の職員の待遇の定めは特に重要です（社福49、社福規5の11、社福54の5四、社福規6の8）。

合併に当たっては、合併後の給与体系、勤務時間や休日等について検討し、給与規定や就業規則等の変更を行うとともに、合併後の各職員の役職や配置等を検討します。

その上で、全職員に対して、合併後の待遇について説明を行い、理解を得る必要があります。

## (2) 利用者や利用者家族・地域への説明

合併により最も影響を受けるのは、当然利用者ですから、利用者や利用者家族へ合併の説明を行い、理解を得ることは基本です。

また、社会福祉法人は、地域における福祉サービスの担い手としての公益的な役割を担っていることから、地域に対しても合併の説明を行い、理解を得る必要があります。